

住民基本台帳閲覧状況の公表

◆住民基本台帳の閲覧制度◆

住民基本台帳法では、以下の場合に住民基本台帳に記載のある情報のうち、住所・氏名・生年月日・性別について閲覧を認めています。

- 国や地方公共団体が法令の定める事務の遂行のために必要な場合
- 個人・法人が行う調査・研究のうち、公益性が高いと認められる場合
- 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められる場合

◆住民基本台帳の閲覧状況の公表◆

また、同法には閲覧の状況を公表することが定められています。

令和4年10月16日から令和5年10月15日までの閲覧状況は、次のとおりです。

閲覧日	閲覧した住民の範囲	申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名）	閲覧の委託者	利用目的の概要
R5. 1. 25	平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれの男子 185名	自衛隊新潟地方協力本部 小見 明之		陸上自衛隊高等工科学校生徒の募集に関する対象者抽出
R5. 6. 22	15歳以上の日本人男女 （平成20年8月末日生まれまで） 24名	一般社団法人中央調査社 境 克彦	朝日新聞社メディア事業本部 マーケティング部	新聞およびWeb利用に関する総合調査（くらしと情報についてのおたずね）
R5. 9. 6	20歳以上の日本国籍を有する男女（平成15年10月末日生まれまで） 20名	一般社団法人中央調査社 境 克彦	一般社団法人ゆうちょ財団	「第6回くらしと生活設計に関する調査」の対象者抽出
R5. 9. 21	20歳以上の日本国籍を有する男女（平成15年10月末日生まれまで） 20名	一般社団法人中央調査社 境 克彦	農林水産省消費・安全局	令和5年度食育に関する意識調査

※閲覧の許可は、閲覧者からの申請に基づき内容を審査した上で決定しています。